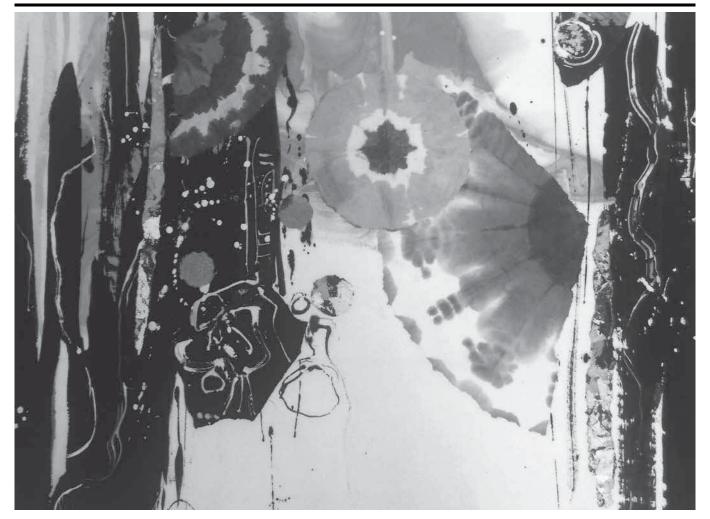
(1) 平成27年2月1日 法人こおりやま 第440号

らは人こおり・

2015. 2

第440号



題名/絞り華 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授·郡山法人会副会長

郡山税務署の確定申告書作成会場は

南東北総合卸センター

協同組合イベントホール (郡山市喜久田町卸一丁目1番地1)

開設期間 平成27年2月2日(月)~3月16日(月)

※土・日・祝日を除く

|開設時間 | 午前9時30分~午後4時まで

会場では「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書などの書類を 作成していただいております。

注)税務署には申告書作成会場は設置いたしません

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の 「確定申告書等作成コーナー」でも「申告書」が作成できます!

税務署ニュース 根	目次
-------------	----

税務署ニュース

相続税の基礎控除額が引き下げられました

平成25年度税制改正により相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。 平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

1 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除が引き下げられます。

改正前	改正後	
5,000 万円+	3,000 万円+	
(1,000 万円×法定相続人の数)	(600 万円×法定相続人の数)	

※ 被相続人(亡くなられた人)から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格(各人の課税価格)の合計額が、遺産に係る基礎控除を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告が必要となります。

また、相続税の申告が必要となる場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内に、被相続人の納税地を所轄する税務署に相続税の申告と納税が必要となります。

2 相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相	続人	の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
	\sim	1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超	\sim	3,000 万円以下	15%	15%
3,000万円超	\sim	5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超	\sim	1億円以下	30%	30%
1億円超	\sim	2億円以下	40%	40%
2億円超	\sim	3億円以下	40%	45%
3億円超	~	6億円以下	50%	50%
6億円超	\sim		50%	55%

3 税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

4 小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

【お問い合わせ先】

郡山税務署 資産課税第一部門 電話(代表) 024-932-2041 (内線 261) 音声案内メッセージに従い、「2」(当税務署にご用の方)を選択してください。

※ 税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話等により予約の上、税務署へお越しください。

税のミニ通信

事業承継税制の拡充について

中小企業庁の発表資料には「中小企業は、我が国企業数の99.7%、従業者数の7割、付加価値額(製造業)の5割強を占めるなど、『日本経済の基盤を形成』している。特に、地域経済は、サービス業、小売業、建設業を中心とした中小企業の活動によって支えられており、中小企業が『地域経済の活性化』と『就業の機会の増大』の役割を担っている。」と中小企業の我が国における重要性が述べられております。

このような中小企業を対象として、平成20年10月に施行された経営承継円滑化法を 税制面から支援する目的で、事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税 猶予制度)が創設されました。この制度は、農地に係る納税猶予制度の「企業版」といった 位置づけなのですが、その要件の厳しさと手続きの煩雑さのため、実際に利用される ケースは少ないのが実情です。経済産業省の資料によると、この制度の利用件数は、平成



東北税理士会郡山支部 税理士 大和田 一美

21年度から平成25年度の累計で、相続税について539件、贈与税について307件となっております。実務界からは、「知れば知るほど使えない仕組み」と評価されていたこと、また、後継者不在から自主廃業に追い込まれる中小企業が増加している現状を阻止すべく、平成25年度税制改正により要件等が緩和され、平成27年1月1日より施行されております。

■大きな改正は次の点です。

- 1. 親族外承継が対象に加わり、幅広く後継者を選ぶことができるようになりました。
 - (旧)後継者は、現経営者の親族に限定されていた。
 - (新)後継者は、現経営者の親族以外の者も対象に加わった。
- 2. 雇用8割維持要件が緩和され、景気の変動に一定の考慮が加えられました。
 - (旧)雇用の8割以上を5年間毎年維持しなければならない。
 - (新)雇用の8割以上を5年間の平均で維持しなければならない。
- 3. 役員退任要件(贈与税)が緩和され、現経営者が役員として残ることが可能になりました。
 - (旧)現経営者は、贈与時に役員を退任しなければならない。
 - (新)現経営者は、贈与時に代表者を退任しなければならない。

この3つは、「要件の緩和」に関するものですが、このほかにも「利子税等の<u>負担の軽減</u>」「事前確認の廃止等<u>手続の簡素化</u>」「資産管理会社等への対応その他の<u>適正化措置</u>」といった、「利用しやすい制度」を目指し多くの改正が加えられております。

今回の改正により、役員退任要件が緩和されたことは、現経営者が後継者に代表権を譲っても取締役として残り、その知識・経験を活用できることから、生前贈与による後継者への自社株移転がやりやすくなったと考えられます。また、雇用の8割維持要件が緩和されたことは、先行き不透明な経済状況下では、まだ厳しすぎる印象がありますが、事業承継により「業績が向上した」「変わらない」が7割以上を占めているという調査結果もありますので、当面は現経営者の支援のもとで経営を行うことで要件を満たすことができるものと考えられます。過去に、この制度の利用を検討はしたものの、要件等の厳しさから断念した方々も、今一度検討されてみてはいかがでしょうか。

残念ながら、こうした事業承継対策(準備)を行っていなかったことから、経営権をめぐって相続争いとなってしまい、優良顧客を持ちながらも事業継続が困難となってしまったケースも現実に生じております。事業承継には、この税制を利用した自社株移転以外にも、さまざまな手法があります。経営者の皆様には、福島の復興と将来的な経済発展・雇用提供のためにも、事業の炎を絶やさぬよう、事業承継についてお考えいただきますことをお願いいたします。

期待されています。

者サービスの向上などが

載することによって、税務 個人番号・法人番号を記 出する税務関係 書類に 定調書など、税務署に提

行政の効率化及び納

税

社会保障·税番号 制度の概要

○平成27年10月から、個人 ○社会保障・税制度の効率 番号・法人番号が通知さ れます。 平・公正な社会を実現す 性・透明性を高め、国民 ることを目的として、社 にとって利便性の高い公 イナンバー制度)が導入さ 会保障・税番号制度(マ

○個人番号は、12桁の番号 知されます。 の方にも同様に指定・通 特別永住者等の外国 れます。また、住民票を れ、市区町村から通知さ 全員に1人1つ指定さ で、住民票を有する国民 する中長期在留者や 籍

 \bigcirc に通知されます。 ド」により、住民票の住所 個人番号は、「通知カー

○税分野では、申告書や法

次利用が開始されます。 れ、平成28年1月から順

○個人番号の利用範囲は、 ています。 に関する事務に限定され 会保障、税及び災害対策 番号法に規定された社

○法人番号は、13桁の番号 れません。 店や事業所には指定さ れます。なお、法人の支 され、国税庁から通知さ 法人等に1法人1つ指定 で、設立登記法人などの

○法人番号は、書面により に通知書をお届けしま 後、登記上の本店所在地 り、例えば、設立登記法 通知を行うこととしてお 人については、番号の指定

○法人番号は個人番号と できます。 にご利用いただくことが 表され、どなたでも自由 は異なり、原則として公

※法定調書の対象となる 等の番号も記載する必 要があります。 金銭の支払を受ける者

税務関係書類への 番号記載時期について

①**所得税:**平成28年1月 ○申告書及び法定調書など ことが求められます。 号や法人番号を記載する の申告書から 1日の属する年分以降 税務関係書類に個人番 を提出する方は、これらの

④**申請書·届出書**:平成28 ③**法定調書:**平成28年1月 ②法 人 税:平成28年1月 等に係る法定調書から* 1日以降の金銭等の支払 年度に係る申告書から 1日以降に開始する事業

を定めています。

すべき申請書等から 年1月1日以降に提

保護措置の必要性 特定個人情報 Ø

○番号法(行政手続におけ いについて厳しい保護措置 ど、特定個人情報の取扱 囲や提供を制限する な ため、個人番号の利用範 に含む個人情報)を守る 報(個人番号をその内容 のリスクから特定個人情 番号の漏えいや悪用など 関する法律)では、個人 るための番号の利用等に る特定の個人を識別す



マイナちゃん

○個人番号が記載された申告書等を提出の際には税務署等で

本人確認をさせていただきます。

①個人番号カード

本人確認を行うときに使用する書類の例

(番号確認と身元(実存)確認

②通知カード (番号確認)及び運転免許証、健康保険の被

保険者証など(身元(実存)確認 年月日、性別、 通 知カードとは、本人の氏名、住所、 個人番号が記載され 生

表面(案

個人番号カードとは、本人が市

区 町

に交付を申請し、通知カードと引換え

カードには、本人の氏名、住所、 に交付を受けるカードです。個

、生年月 [人番

一性別、個人番号等が記載され、

の写真が表示されます。

カードです。



裏面(案



社会保障・税番号制度の詳細ゃお問い合わせは

社会保障・税番号制度の 最新情報やお問い合わせ

内閣官房「社会保障・税番号制度」 ホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ bangoseido/index.html



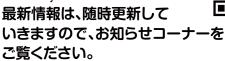
・マイナンバーのコールセンター (全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分~17時30分 (土日祝日・年末年始を除く。)

国税に関する社会保障・税番号制度 (法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページ http://http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/ osirase/mynumberinfo/index.htm



内閣官房 社会保障・税番号制度ページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ bangoseido/index.html



かつては小売業の王

一様と

迎すればいいと思う。 ら次へと打ち出 業救済のための施策を次か で有難いことで、大いに れるとすれば、それはそれ いないと、政府は、中小企 大企業を潤しているが、 恩恵に中小企業は浴して 政府が手を差し伸べてく ノミクスの してくる。 は 歓

 \mathcal{O} 在できないほど弱い存在 は 2政府の救いがなければ存 しかし、本当に中小企業

だが、い はない。 いる。これは30年来の持論 者ではない。中身で大企業単者は、「中小企業は弱 に勝てる」と、心底考えて ・まなお変わること

指標では、中小企業は大企たりの利益、伸び率等々の 適わない。しかし、一人当利益の総額では、大企業に 業に勝てると筆者は考えて たしかに、 売上の 総額

うが。呼ば

だとされるが、 一番 ・売業ほど大企業が有利 の例が、 本当にそう 小売業だ。

で、

惨憺たるものとい

わざ

1950年奈良県生。 新しい経営者像の会 を経て、竹村健一未 来経営研究会事務局 長。フリーランスの ライターとして独立。 企業経営の現場を歩 き、トップに取材し なぜ成功したのか、



なぜ失敗したのかを分析。取材体験をべ-スに、企業経営をテーマに講演。 現在、『元気塾』『実践経営塾』を主宰し 元気印の企業が増えることを願って活動中。

社のメガストアは、

損益ぎ

2 0 1

4

年の上半

n 期、

両

疋田 文明 ーナリスト

中小の活路拓く

三越しかり、そごうしかり に及ばず、一 か。地方の百貨店はいう れた百貨店の現状はど 世を風靡した、

 \mathcal{O} るを得ない。 量販店も苦しんでいる。 大手ナショナル チェ]

小売業では、

いまひとつ、

指摘されるかもしれないが、 それは違う。 資金力があって成長したと 企業のヨーカ堂グループの セブンイレブンは、

にはポプラといった地場のにはセイコーマート、広島 問屋ルートも全く新しく開は、よく知られているし、 中小企業からスタートした 拓したものだった。 て鈴木敏文さんが始めたの ンビニの成功事例もある 親会社の反対を押し切っ ないか。 北海道

ない。 メガストア部門は見る影も イオングループは、グルー プとしては伸びているが、 セブン&アイグルー

場合、 セブンイレブンが稼ぎ出 平均30坪のコンビニだ。 うまでもなく、 りぎりの状態に陥っている。 ているのだ。 セブン&アイグループの はどこなのか。それはい では、小売業で好調な分 利益の3分の1は、 売り場面積

大手 面 しまむらの、

なかった。 時代は小さな町工場に過ぎ 製作所は、今でこそ堂々た る一部上場企業だが、 創業

は、「小型直流モーター」、 機」に的を絞りこみ、 製作所は、 自 動編

内のマーケットだけではな

く、世界に売れるようにな

とまで馬渕名誉会長は、

社を例に言う。

ない、

そこまでいけば、

玉

がある。 しまむらと いう お 手 本

北海道 もともとは埼玉の小さな呉 店舗展開する大企業だが、 屋だ。 しまむらは、 から沖縄石垣 ま でこそ、 温島まで

長

錐型経営で暖

の中小人

企

型経営で勝ち残れ

マブチの馬渕隆一名誉会

長できたのか。 それが、なぜここまで成

手にしている。 シェアをとることで成功を からに他ならない。 りこんで店舗展開してきた それは、小商圏に的 しまむらは、小さな商圏 自社の扱い商品で高 [を絞

でもいえる。 を得たわけではないのだ。 て大型店ではない。 大きさを武器に顧客の支持 これはものづくり 積は1000㎡と、 平均 規模の Ó 売 決し 世界 り場

それが、 マブチモーター、 マブチモー 島精 ・ター 機

> れぞれ 築き上げたのだ。 をとることで今日 0 分野で高 この地位を 工 を

る。 、アド 中小企業 バイスを送って 0 湯合に

これは神の領域としか思え のがみえてくるようになる、 進んでいけば、そこまでい モー すよ。マブチは、小型直 まうが、 っかっただけで刺さってしの錐の上だと、ちょっと乗 なってしまうの ま とすると、 から、あれもこれもやろう経営資源が限られています った会社にしか見えないも たのではないでしょうか」 得手の分野に的を絞りこ り進んで極めたから勝て い、競争力のないものに ターに特化して、深く 錐のように深く掘り 剣山の上は歩けま 力が分散してし です。一本 流

(7)

多能を活か

がいないというものだ。 には、資金力がない、人材 はそうは思わない。 たらしめているのか。筆者 が、本当に中小企業を弱者 てくる。それは、中小企業 張しても、必ず反論が返っ には勝ち残る道があると主 しかし、この二つの要素 まず資金力だが、たしか いくら中小企

に違いない。しかし、それに中小企業は、資金は劣る えない。 が成長の妨げになるとはい

うまくいくと、銀行の融資 資金がタイトで苦労すると するのは、資金面に問題が 雅夫さん(堀場製作所創業 くなるという意味からだ。 に余裕ができすぎておかし いうことではなくて、 あるように思う。それは、 多くが次のステップで失敗 者)のような経営者もいる。 も受けやすくなるし、 「一度成功した経営者の 資金

> お金は使い方も甘くなって すが、逆に甘く入ってきた 金というのは大事に使いま 創業の頃の、資金に苦労し、 しまうものです」 いっぱいのところで得たお ゲインが手に入ってくる。 水たらして、自分の能力 開でもすれば、 キャピタ

その通りだと思う。 なるとの指摘だが、まさに ようとなって、経営が甘く 裕があると、お金で解決し とするが、なまじお金に余 で考え抜いて、解決しよう 間 |題があれば、ぎりぎりま 資金がタイトなときは、

能な人材が育つ可能性を秘

材だ。中小企業は、一専多

めている」と語ったことを

思い出す。

考えたい。 とで資金難は克服できると は って悲観することはない。 考えに考え知恵を出すこ ないが、乏しいからとい 資金はあるにこしたこと

を甘くすると考える、堀場

逆に、豊富な資金が経営

ディはある。 1 と仕事力は全く関係ないと するなら、中小企業にハン 育を受けたのをいい人材と ってもいい たしかに、いい大学で教 人材についてはどうか。 しかし、学歴

的に取り組んでくれる人 社の仕事に真面目に意

その原動力になるのが、人 中身で大企業に勝てるし、 本当に面白い。中小企業は、 が言うように、中小企業は 者が、筆者に、 中小企業に転じたある経営 くいるはずだ。 人材が育つ土壌がある。 それに、中小企業には、 大企業の幹部社員から、 「疋田さん

門分野を持つ優秀な人材は大企業では、ひとつの専 先の経営者は指摘する。 果は出すが、それだけだと、 多い。与えられた仕事に結

作用し合っているのが企業 けではなく、すべて相互に とつが分離独立しているわ かの課業がある。 どんな企業でも、 ひとつひ いくつ

門が同居して仕事をしてい いところで、いくつかの部 を見る機会も多い。 2担当はあるだろうが、狭中小企業でも、それぞれ 中小企業でも、 必然的に他部門の仕事

> ことが多くある。 仕 事は見ることで覚える

中小企業にも数多

負けることはない、 小企業は、人材で大企業に 中小企業にはあるのだ。 力を身につけるチャンスが、 分野だけでなく、多くの能 この土壌を活かせば、中 それだけに、自分の

武器に早い意思決定を

ラスクで躍進する「原

う。 資金力、 みに目を向けて欲しいと思 けるよりも、中小企業の強 一見、ハンディに思える 人材不足に目を向

を誤ることが少ない。 近いという強みだ。 ることができるため、 トップが現場に近 いと、

と筆者 専門

は信じている。

まずは、トップが 線の情報を肌身で感じ が現場に 判断

ことにある。 も、トップが現場に近い企 トップが現場から遠くなる が目立つが、その原因は、 れて、業績を落とすケース 業が、規模が拡大するにつ 中小企業で名を成した企 違いなく業績はい 大企業ながら

いる。これが、なによりそタートして成功をおさめて 決定の早さだ。 声を直接聞くことから、ス もうひとつの強みは、 \mathcal{O} ル る。これが、なによりそ 事実を証明している。 ロス・ゴーンが、 日 <u>[産自動</u> 車 \mathcal{O} 再 現場の 力

見学してから一年半後ぐら す当 的な話を聞いたことがある。の原田義人社長から、象徴 ばできる。しかし、意思決 間に、第二世代、第三世代 が、当社は、成長が早かっ ありますが、その会社は、 定には、大企業はそれなり は、大企業も意識さえあれ のシステムを導入しました」 たこともありますが、その いに導入しました。ところ 時間がかかるものだ。 トップが現場に出ること 設備を見学にきたことが 「社のチョコレートを冷や 「ある大手メーカーが、

と、筆者は固く信じている。 業は大企業に中身で勝てる 意思決定の早さを武器に戦 この中小企業だけが持つ 間違いなく、中小企

ーピックス

新春講演会·新春賀詞交歓会開催

1月22日、郡山法人会新春講演会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。講演会に第一生命経済研究所首席エコノミストの嶌峰義清氏を迎え、会員はじめ一般聴講者約80名が来場した。「2015年経済・景気の見通し」をテーマに、第3次安倍政権の課題や消費税増税後の消費回復の遅れについて解説した。

消費が低迷した平成26年と消費主導で景気を盛り上げた平成25年とを比較し、株高と消費マインドの関係に触れ、株価上昇に向けた政策の必要性を指摘した。嶌峰氏は、所得を増加させ消費改善につなげるためには、中小企業の賃上げが重要と位置付けた。来場者はメモを取るなどして熱心に聞き入っていた。

講演会に引き続き新春賀詞交歓会を開催し、有馬会長があいさつ、郡山税務署長、鈴木義典氏が祝辞を述べた。参加者らは和やかに懇談し交流を深め、また、豪華景品が当たる抽選会では、福利厚生事業受託会社の大同生命・AIU保険・アフラックの3社をはじめ、会員事業所からご協賛をいただき、当選発表ごとに大きな歓声が湧き上がった。



景気の見通しを話す嶌峰氏



新春賀詞交歓会



新年のあいさつをする有馬会長





法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまを お守りしてまいります。



郡山支社/郡山市中町1-22 TEL 024-922-0860



AIU保険会社

郡山支店/福島県郡山市中町1-22 (郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822